原子燃料工業株式会社 東海事業所 平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月 原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間(詳細は別添1参照)	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	3
(3)違反事項	11
4. 特記事項	11

1. 実施概要

- (1)保安検査実施期間(詳細は別添1参照)
 - ①基本検査実施期間

自 平成30年3月2日(金)

至 平成30年3月7日(水)

(2)保安検査実施者

東海·大洗原子力規制事務所 原子力保安検査官 栗﨑 博 原子力保安検査官 赤澤 敬一

2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転 管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。

- (1)基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)
 - ①保安規定変更に係る対応状況について
 - ②放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理の実施状況について
 - ③指摘事項等の改善状況について
- (2)追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の保安検査においては、「保安規定変更に係る対応状況について」、「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理の実施状況について」及び「指摘事項等の改善状況について」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「保安規定変更に係る対応状況について」は、原子燃料工業株式会社(以下「原燃工」という。) 熊取事業所にて発生したウラン粉末漏えい事象に係る事故故障等(以下「熊取事象」という。) に関する報告を踏まえた東海事業所の保安規定変更認可申請及び下位文書の改訂を事例として、それぞれ所内規程に定められた手続きに基づき審議、申請及び改訂等が実施されていることを確認した。また、保安規定変更については、契機事象の発生元である原燃工熊取事業所と情報共有を行った上で実施したことを確認

した。文書改訂に伴う従業員への周知・教育については、定められた手続きに基づき改訂文書の周知・配布が行われると共に、保安規定変更については今年度の保安教育の重点テーマとしており、教育内容については保安規定の変更内容に留まらず保安規定変更認可申請内容と共に当該変更の契機となった熊取事象について併せて説明していること及び東海事業所で発生した加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象も改めて紹介し、保守管理の見直しや安全確保最優先の保安活動を実施することの重要性が示されていることを確認した。

「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理の実施状況について」は、各廃棄物の放出管理のため原燃工東海事業所にて年度毎に定める「社内管理目標値」及び「社内警告値」が所定の手続きに従い制定されていること、また、放出に当たっては、各廃棄物の放射性物質濃度が管理値以下に管理された状態で実施されていることを確認した。

「指摘事項等の改善状況について」は、これまでの保安検査等において指摘及び確認等を行った計3件の事項に係る改善状況等について確認した。このうち、負圧警報発報に関する対応については、当該対応の契機となる事象が発生した熊取事業所からの水平展開事項及び東海事業所内の負圧管理に係る潜在リスクの洗い出しを行い、その結果、対応要と判断した各事項について対応が完了していること、各事項の対応及び管理においては随時、核燃料安全委員会にて審議を行い進めたことを確認した。

加工施設の保守管理の見直しについては、保安規定変更及びこれに関連した社内規定変更により、設計・開発時から経年劣化の観点で保全において留意すべき事項を抽出すること、これら情報を踏まえた保全計画の策定及び計画の実施を明確にしていることを確認した。また、既存設備については、設計情報等を基に設備を部位単位に分割し、これら各部位に関連する経年変化事象の抽出を行った結果を踏まえ、現物に対する総点検を行っていること、この総点検の結果を踏まえて各設備の保全計画を見直す予定としていることを確認した。加えて、原燃工としては、設計の考え方を盛り込み、経年変化を前提とした保守管理の仕組みを構築することを明確にするため、保安品質方針の変更を行っていることを確認した。

計画外事象発生時の担当部長への連絡遅れへの対応については、当該事象発生の原因として、所内規程内で連絡すべき異常の定義が不明確であったことをあげ、この定義を見直し、また所内規程間で整合を図っていること、これら見直しの中では所内規程の中で通報・連絡に関する部内訓練を定期的に行うことを明確にし、これに基づき一部の部では訓練を実施済みであることを確認した。また、所内規程間での記載の不整合への対応としては、当該事象発生の原因として、共通的な内容が複数の所内規程に記載されていることをあげ、この改善を進めること、この中で通報・連絡に関する事項については

各部単位で新規に所内規程を作成したことを確認した。さらに当該対応は通報・連絡に 係る事項に限定せず実施中であることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、検査を行った範囲において、選定した 検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

なお、現時点で事業者において対応を継続中の事項については、引き続き保安検査 等において確認する。

(2)検査結果

1)基本検査結果

①保安規定変更に係る対応状況について

原燃工熊取事業所のウラン粉末漏えい事象に係る事故故障等に関する報告を踏まえ東海事業所として対応した、保全計画策定の明確化等に関する保安規定変更認可申請について、平成30年1月15日付けで認可されたことから、申請及び認可に至るまでの変更内容検討、下位文書の改訂、関係者への周知、教育等の実施状況について、資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

- ア. 保安規定変更申請に至る手続き及び実施状況について 保安規定変更申請に係る実施状況について確認した。 確認した内容は以下のとおり。
 - a. 原燃工熊取事業所のウラン粉末漏えい事象に係る事故故障等に関し、平成29年11月1日付けの原子力規制委員会に原燃工として提出した報告書及び11月8日の原子力規制委員会における審議を受け、東海事業所では対応事項の一つである保安規定変更申請に関する作業に環境安全部主導で着手したこと。作業においては、当該事象の発生元である原燃工熊取事業所において変更内容原案を作成し、これに基づき東海事業所でも対応する方針としたこと、また、この方針を踏まえ環境安全部は随時、熊取事業所環境安全部と情報共有を行いつつ、検討を進めたこと。
 - b. 検討の結果まとめた保安規定変更申請案は、所内基準「核燃料安全委員会基準」に基づき、核燃料安全委員会において審議していること。当該審議は平成29年11月23日を初回として複数回行い、最終的に12月15日に了承されていること。その後、所内標準「安全管理関連文書の作成・審査・承認」に基づき、核燃料取扱主任者、東海事業所長等の審査及び原燃工社長承認の上、平成29年12月15日付けで申請していること。

イ. 下位文書改訂の手続き及び実施状況について

保安規定変更に関連して改訂が必要となった下位文書の改訂状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 平成29年11月1日付けの原子力規制委員会に原燃工として提出した報告書及び11月8日の原子力規制委員会における審議を受け、東海事業所では対応事項の一つである保安規定変更認可申請に関する作業に環境安全部主導で着手するとともに、水平展開全般に関する検討について設備管理部主導で着手したこと。この中で下位文書の改訂要否の洗い出しを実施したこと。これら検討結果については平成29年11月13日の核燃料安全委員会で審議すると共に、その後も随時、当委員会で審議していること。
- b. 改訂要とした文書の内、所内基準については、所内基準「核燃料安全委員会基準」に基づき、平成29年12月4日及び12月21日に審議を行っていること。その後、所内標準「安全管理関連文書の作成・審査・承認」に基づき、核燃料取扱主任者等の審査の上、平成29年12月20日付けで東海事業所長が承認していること。
- c. また所内標準については、所内標準「安全管理関連文書の作成・審査・承認」 又は「燃料製品 QMS 関連文書の作成・審査・承認」に従い所定の審査の上、 承認されていること。具体的事例として新規作成した所内標準「加工施設及び 設備の保守管理標準」では、核燃料取扱主任者等の承認の上、平成29年 12月27日付けで設備管理部長が承認していること。
- d. この結果、今回の保安規定変更に関係する下位文書として、所内基準「補 修及び改造基準」含め計4本の所内規程の改訂又は新規作成を行っているこ と。
- ウ. 文書改訂に伴う従業員への周知・教育の仕組み及び実施状況について 保安規定変更及び下位文書改訂に係る関係者への周知・教育の状況につい て確認した。

確認した内容は以下のとおり。

a. 平成29年11月29日の核燃料安全委員会にて「2017年度提示保安教育の実施及び講師専任について」が審議され、この中で熊取事業所のウラン粉末漏えい事象については今年度の保安教育の重点テーマとして取り上げるようコメントが出され、了承されていること。これを受け平成30年1月9日及び10日に実施した保安教育では、保安規定変更認可申請内容と共に、当該変更の契機となった熊取事業所の事象について併せて説明していること。これに加え平

成29年8月に東海事業所で発生したフード内のウラン粉末飛散事象も改めて紹介し、保守管理見直しや安全確保最優先の保安活動を実施することの重要性が示されていること。

- b. 平成30年1月15日の保安規定変更認可後には、所内標準「保安規定の 社内配布要領」に従い、品質保証部から全従業員に印刷物として配布すると 共に、電子的に閲覧が可能となるよう電子文書管理システムに登録しているこ と。印刷物配布時には変更部分のページを色付きとし、またシステム登録にあたっては保安規定本文に加え変更内容概要や保安教育で使用した資料を併せ て登録する等、当該内容の浸透に工夫をはかっていること。
- c. 下位文書については、所内標準「基準・標準の発行改訂等の管理」に基づき、 品質保証部から所内各部署へ配布していること。配布された各部署では改訂 対象文書の旧版を品質保証部に返却すると共に、新版は関係者確認の上で 所定の管理を行っていること。併せて当該内容について朝会等の場を使用し、 所属員に周知していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

②放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理の実施状況について 年間を通じ継続的に実施される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放 出について、保安規定に定める管理目標値を満足すること等含め、その実施状況につ いて資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 社内管理目標値及び社内警告値の制定について

原燃工東海事業所では、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理に当たり、保安規定に定める管理目標値に加え、東海事業所として年度毎に「社内管理目標値」及び「社内警告値」(以下「年度管理値」という。)を定め、管理に用いていることから、当該値の制定状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 年度管理値は、所内標準「放射線管理目標値の制定要領」に基づき、環境 安全部が年度毎に作成することが定められていること。また制定にあたっては、 核燃料安全委員会により審議することが定められていること。
- b. 環境安全部は、平成29年度の年度管理値案について、平成28年度の放射線管理に係る実績値や平成29年度の所内の生産状況予測等を踏まえる

とともに、それぞれ保安規定に定める管理目標値以下の値としていること。作成された年度管理値案は、平成29年3月28日の核燃料安全委員会にて審議の上、了承されていること。核燃料安全委員会で了承された年度管理値は、環境安全部長承認の上、制定されていること。

イ. 放射性気体廃棄物の放出管理について

原燃工東海事業所において発生した放射性気体廃棄物の放出管理状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

a. 放射性気体廃棄物については、所内標準「空気中及び排気中放射性物質 濃度の測定」等に基づき、排気口にて放出される放射性物質濃度をダストモニ タで連続的に監視すると共に、測定値が所定の設定値を超過した場合には警 報が発報する等の放出管理を行っていること。またダストモニタから濾紙を定期 的に回収し、放射性物質の平均濃度を測定し、年度管理値を満足することを 確認していること。具体的事例として「排気中放射性物質濃度測定記録(20 18年 1月度)」では、算出結果が全て検出感度未満であることを確認してい ること。

ウ. 放射性液体廃棄物の放出管理について

原燃工東海事業所において発生した放射性液体廃棄物の放出管理状況について確認した。加えて有機溶媒等、外部放出することができない液体廃棄物の保管管理状況について確認した。

確認した内容は以下の通り。

- a. 放射性液体廃棄物の放出は、所内標準「排水管理」等に基づき、管理区域内貯槽から管理区域外貯槽への放出及び管理区域外貯槽から周辺監視区域外への放出のそれぞれの段階において放出の都度、放射性物質濃度を測定し、測定結果が年度管理値を満足することを確認した後、環境安全部長承認の上、実施していること。具体的事例として平成30年2月16日作成の「水中放射性物質濃度測定記録」では、管理区域内貯槽の放射性物質濃度の測定結果が検出感度未満であるとの結果を受け環境安全部長が承認した後、平成30年2月19日に管理区域外貯槽に放出していること。同様に平成30年2月21日作成の「水中放射性物質濃度測定記録」では、管理区域外貯槽の放射性物質濃度の測定結果が検出感度未満であるとの結果を受け、環境安全部長が承認した後、平成30年2月23日に周辺監視区域外に放出していること。
- b. 外部放出できない放射性液体廃棄物については、所内標準「放射性廃棄物

の管理方法」、「放射性廃棄物の保管方法」等に基づき、所定の保管廃棄施設に保管廃棄していること。保管廃棄に当たっては、廃棄物の漏えい及び漏えい時の拡大防止を目的に、ケミドラム缶や保管時の金属容器(受皿)を使用していること。また、保管廃棄中の廃棄物の健全性確認のため、定期的に巡視を行うと共に、4年に1回の頻度で点検を行っていること。具体的事例として当該保管廃棄施設の「巡視・点検記録」では、核燃料物質等の漏えいがないこと等が巡視・点検項目に定められているとともに、4年に1回の点検結果については2014年度付けの「放射性廃棄物保管容器点検報告書」にまとめていること。さらに、保管廃棄数量は、事業変更許可申請書に記載された数量以下であることが「廃油ドラム缶保管記録」にて確認されていること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかった。

③指摘事項等の改善状況について

これまでの保安検査等において指摘及び確認等を行った以下の事項に係る改善状況等について、資料確認及び関係者の聴取により検査した。

- 負圧警報発報に関する対応について
- ・加工施設の保守管理見直しについて
- 計画外事象発生時の担当部長への連絡遅れへの対応について

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 負圧警報発報に関する対応について

原燃工熊取事業所の平成28年度第3四半期保安検査における保安規定違 反及び東海事業所における平成29年5月に発生した加工工場更衣室における負 圧警報発報に関連し事業者として実施していた一連の対応について、平成29年度 第1回保安検査以降の状況について検査した。

確認した内容は以下の通り。

a. 熊取事業所からの水平展開事項の処置実施状況については、核燃料安全委員会で随時フォローアップを行っていること。そのうち平成29年6月22日の核燃料安全委員会では、一部の項目については東海事業所の負圧に係る潜在リスク洗い出し結果に対する処置と併せて実施すると整理していること。その他実施した事項の具体例として、環境安全部は、核燃料取扱主任者による保安規定と下部規程との関連の把握強化を目的に、社内標準「核燃料取扱主任者業務要領」を改訂していること。これら一連の対応を完了し、その結果を平

成29年7月31日の核燃料安全委員会にて報告し、了承されていること。

- b. 東海事業所内の負圧管理に係る潜在リスクの洗い出しについては、平成29年5月25日の核燃料安全委員会の審議結果に基づき対応を進めたこと。以後、当該対応の進捗報告や新たに検討が必要と判断した潜在リスクの提案及び対応確認については、随時、核燃料安全委員会で行っていること。具体的事例として平成29年11月29日の核燃料安全委員会では、廃棄物処理棟更衣室扉の同時開放を防止する機構の設置が提案されており、また当該工事を実施したことが平成29年12月27日の核燃料安全委員会で報告されていること。また、扉開閉時の負圧変動を抑制することを目的とした各部屋の負圧設定値の変更について平成29年12月27日の核燃料安全委員会審議を踏まえて実施していること。
- c. 当該事項に対する教育・訓練としては、平成29年12月26日に全従業員を対象に負圧管理に係る教育を実施していること。その中では平成29年5月に発生した東海事業所における負圧警報発報事象時の負圧変動状況、東海事業所における負圧制御の仕組みや今回、東海事業所として行った様々な対策について説明が行われていること。また、給排気設備を管理する設備管理部においては、対策として実施した機器の操作方法の現場確認等も含め、部員に対して複数回、教育を実施していること。訓練としては、負圧警報発報時に通報遅れが発生したことを踏まえ、平成29年11月3日及び11月10日に通報訓練を実施していること。
- d. 所長、核燃料取扱主任者、各部長等は、品質・安全管理室の指示に基づき、 保安規定勉強会を平成30年2月26日までの間において計15回開催してい ること。当勉強会は熊取事象で指摘を受けた核燃料取扱主任者等における 保安規定認識不足の解消を目的に当初1年間の予定で実施を計画したが、 関係各位の認識共有等の点から有益であることや新規制基準対応等を含め た今後の対応の検討にも有効であるとの認識から、当面の間、継続実施予定 であること。
- e. 最終的に平成30年2月22日の核燃料安全委員会にて一連の対応が完了 したことが了承されていること。

イ. 加工施設の保守管理見直しについて

原燃工熊取事業所第2加工棟で発生した酸化ウラン粉末の漏えい等を踏まえ、 東海事業所としてさらなる改善を図るため実施している施設・設備の保守管理の見 直しについて、平成29年度第3回保安検査以降の状況について検査した。

確認した内容は以下の通り。

a. 当該作業に係る計画及び進捗については、「施設・設備の保全プログラムの見

直しに関するマスタースケジュール」として、都度、核燃料安全委員会で確認を行っていること。最新版の計画については平成30年2月22日の核燃料安全委員会で了承されていること。

- b. このうち、関連社内規程の見直しでは、組織が実施すべき保守管理の基本要件を定めることを目的に社内標準「加工施設及び設備の保守管理標準」を新規制定していること。この中では、設計・開発に当たっては経年劣化の観点から保全において留意すべき事項を抽出すること、これら情報に基づき点検ポイントの明確化、保全種類の選定等を行い、これを設計情報のアウトプットに含めること、これら設計・開発段階時の情報を踏まえ保全計画を策定し、これに基づき保全を実施することを定めていること。当該内容については、平成30年1月15日に認可された保安規定変更及びその他関連所内規程の改訂と合わせ、既に所内に適用していること。
- c. 既存設備の保全計画見直しにあたっては、設計情報等を基に設備を部位単位に分割し、これら各部位に関連する経年変化事象の抽出結果を踏まえ、現物に対して総点検を行っていること。これら作業の内、設備の部位単位への分割及び関連する経年変化事象の抽出は完了し、現状は現物の総点検を実施していること。この総点検結果に基づき、追加保全策の盛り込みといった保全計画の見直しを計画していること。
- d. 現物の総点検を行うに当たっては、平成29年12月5日の全体朝礼にて、全 従業員に対して保守管理の見直しに関する説明を実施していること。この中で は原燃工で生じた経年劣化を原因とするトラブル事象に加え他事業書での発 生事象も紹介し、保守管理の見直し及びこれに必要となる現物の総点検作 業の必要性を説明していること。また、外部コンサルタントの活用としては、対応 部署において継続的に指導を受けると共に、所内希望者に対する勉強会を実 施し、設備管理の基本的な考え方等について理解を深めるよう図っていること。
- e. 一連の活動の中で原燃工社長は、保安品質方針上での対応が必要との判断から、平成30年2月20日付けで当該方針の重点項目として新たに「劣化の予兆を見逃さない先手々々の活動」を定め、この中で「設計の考え方を盛り込み、また経年変化を前提とした保守管理の仕組みを構築すること」としていること。
- f. 最新版の計画では現物の総点検を平成30年6月、これを踏まえた保全計画の見直しを平成30年12月目途として、対応を継続していること。
- ウ. 計画外事象発生時の担当部長への連絡遅れへの対応について

原燃工東海事業所にて平成29年9月に発生した計画外事象(加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象)において確認され、

必要な対応がとられることとなった以下の指摘事項への対応状況について、資料確認及び関係者の聴取により検査した。

- ○異常事象に対して、発見者等が保安規定に基づく対応を直ちに実施できなかったことを踏まえ、保安規定及び下位規程の趣旨を理解するための教育・訓練を行い、現場の作業員等が異常事象を適切に判断できるよう力量の改善を図ること。
- 〇保安規定の下位規程において、上位規程との記載の不整合が発生した原因 を特定し、作業標準等、所内規程の策定プロセスを含めた見直しを行い、必 要な対応を検討すること。

確認した内容は以下の通り。

- a. 異常事象発生時の連絡遅れへの対応として、環境安全部は、平成29年12月13日に開催した保安検査反省会にて、関係部署と協議の上、各指摘事項への処置の進め方を確認していること。この中で異常発生時の通報遅れに関しては、所内基準にて連絡すべき異常の定義を見直すこと、所内基準間での定義を整合させること、異常事象の事例を所内標準に明記すべく、関係部内で検討することが確認されたこと。これら内容について平成29年12月21日の核燃料委員会で審議し、了承されていること。
- b. これら内容を踏まえ、環境安全部では所内基準における異常の定義の整理 及び見直しを検討し、その結果、見直す所内基準について平成30年2月6日 の核燃料安全委員会で審議し、了承されていること。具体的事例として所内 基準「安全作業基準」では、異常事態、非常事態他の区分を整理の上、図 示し、その後の判断では結果的に異常と判断しないような事象についても、異 常をより確実に捉える取組みとして、所内連絡・通報を行うよう定めていること。 当該基準は平成30年2月22日付けの所長承認をもって制定されていること。
- c. 関連各部では、異常事象の事例を所内標準に明記していること。具体的事例として燃料製造部は所内標準「トラブル情報連絡対応(燃料製造部)」において、燃料製造部長への直ちに通報が必要な事象として一覧をまとめていること。さらに、これら各部の所内標準には年度に1回、異常事象発生に係る部内の通報訓練を行うことが明記されていること。このうち、当該指摘の契機となった通報遅れ事象が発生した燃料製造部では、先行して各種対応を進め、通報訓練について平成29年11月に部員全員に対して実施したこと。他部においても年度内に実施予定であること。
- d. 所内規程間での記載の不整合への対応については、平成29年12月21日 の核燃料安全委員会で、当該事項発生原因の調査を環境安全部、品質保 証部及び業務管理部にて実施するとしていること。これにより各部は調査を行い、 原因は共通的な内容が複数の所内規程に記載されていること、これにより所内

規程の維持管理が煩雑になっているとの結論に至ったこと、具体的には通報・連絡に係る事項の場合、1400 以上の箇所に同様の記載があることを確認したこと。その結果、本指摘事項への対策として、所内規程内における共通の事項を抜き出し、これを1つの所内規程として新規作成するとしたこと。これら事項については都度、核燃料安全委員会で審議を行い、直近では平成30年2月26日の核燃料安全委員会で審議の上、了承されていること。この結果、異常事象発生時の連絡遅れへの対応として新規作成した所内標準の一つである「トラブル通報連絡対応(環境安全部)」は、平成30年2月27日付けで環境安全部長が承認していること。

- e. 共通事項を抜き出し新規規程を制定する作業は、通報・連絡に係る事項に限定せず実施することとし、その作業を実施中であること。その他、これら対応に伴う教育方法等の見直し及び既存の規程内の共通記載事項削除を含めて、平成30年9月を目処に実施予定であること。
- f. 上記指摘事項に係る対応の他、本事象に係る水平展開として、類似設備である RII ラインの混合機に係る所内標準を改訂し、作業毎に投入フランジ上部にウラン粉末が滞留していないことを目視にて確認すること等、類似事象の発生を防ぐための活動が実施されていること。なお、本事象の発生した設備について、今後使用せず撤去予定としていること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかったものの、加工施設の保守管理見直しについて及び計画外事象発生時の担当部長への連絡遅れへの対応については継続中であることから、継続中の事項については引き続き、今後の保安検査等において確認する。

- 2)追加検査結果 なし。
- (3)違反事項 なし。
- 4. 特記事項 なし。

保安検査日程(1/1)

月	日	3月2日(金)	3月5日(月)	3月6日(火)	3月7日(水)
		●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
午	前	〇保安規定変更に係る対応状	〇指摘事項等の改善状況に	〇指摘事項等の改善状況につ	〇放射性気体廃棄物及び放
		況について	ついて	いて	射性液体廃棄物の放出管理
					の実施状況について
_		●運転管理状況の聴取・記録		●運転管理状況の聴取・記録	●運転管理状況の聴取・記録
午	後	確認		確認	確認
		〇保安規定変更に係る対応状	〇指摘事項等の改善状況に	〇指摘事項等の改善状況につ	〇放射性気体廃棄物及び放
		況について	ついて	いて	射性液体廃棄物の放出管理
					の実施状況について
		●チーム会議	●チーム会議	●チーム会議	●チーム会議
		●まとめ会議	●まとめ会議	●まとめ会議	●まとめ会議
					●最終会議
出力	務				
時間					

○:基本検査項目 ●:会議/記録確認